

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく 緊急事態宣言の適用に関する要請について

令和3年7月28日

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

国に対し、法第32条の規定による緊急事態宣言を千葉県に適用するよう要請する。

- ・ 国の指標のうち「病床のひっ迫具合」以外は、ステージIV相当。
- ・ 新規感染者が急激に増加し、増加のペースが下がらない。
- ・ 東京都に近い区域だけでなく、より広い範囲において感染者が増加してきている。
- ・ 人工呼吸器や酸素投与が必要とされるなど、入院治療が必須となる患者の増加により、確保病床の稼働率が上昇している。
- ・ このまま増加が続けば、救急医療、一般医療への影響が高まり、必要な医療を提供できなくなる恐れがある。

以上のことから、緊急事態宣言の適用が必要と考える。

なお、宣言の発令に当たっては、ワクチンの接種率など、宣言解除の目安が示されることも重要である。

このため、埼玉県及び神奈川県と連携して、国に要請していく。

さらに、本県として、緊急事態宣言の発令に際して、

- ・ 宣言下において、県内の区域を区分して措置が行えるようにすること

を、併せて要望することとする。